

第67回 奈良警察署協議会

開催日時	令和6年3月4日(月) 午後1時30分から午後3時10分(100分)	
開催場所	奈良警察署 研修場	
	委員 (定数20名)	吉田会長 中室副会長 井本委員 岡本委員 尾崎委員 川本委員 桐山委員 楠木委員 久保(元)委員 久保(英)委員 近田委員 堂上委員 砥綿委員 中川委員 中窪委員 中嶋委員 森野委員 <div style="text-align: right;">以上17名</div>
	警察署	署長 副署長 会計官 地域交通官 刑事官 警務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域総務課長 交通第一課長 刑事第一課長 刑事第二課長 警備課長 県民サービス係2名 <div style="text-align: right;">以上15名</div>
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>元日、石川県を中心とする北陸地方で、最大震度7を観測する能登半島地震が発生した。犠牲者の方々、被災者の皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げる。自然の驚異を目の当たりにして、我々人間の無力さを痛感するとともに、日頃の備えがいかに重要であるかを改めて認識させられるものであった。被災地には全国各地から警察官が派遣され、様々な活動をしている状況も報道で拝見したが、今この奈良の地で同じような震災が発生すれば、奈良警察署をはじめとする奈良県警の方も市民・県民の安全・安心を維持するために、様々な活動をされると思う。そのような非常時の中では警察官の姿や活動は大変心強く感じており、それは平時にあっても同じことである。奈良警察署員の皆さんが市民・県民の安全・安心のために行っている活動を、これからも引き続き真摯に取り組んでいただけることに、大きな期待を寄せている。新しい体制になっても、委員と署員の皆様の連携をより一層深め、今後も引き続き効果的な協議会となることを願います。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>先の能登半島地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆さんに心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々は過酷な避難生活を余儀なくされている方がたくさんおられ、奈良の地からお見舞いを申し上げます。今回も、前回と同様これまでいただいたご意見、ご要望に対する進捗状況、また奈良警察署の業務の状況を報告させていただくとともに、委員の皆様から新たな意見要望をお聞かせいただきたい。これに加え石川県公安委員会の派遣要請を受け、能登半島地震の被災地で活動した当署員から、活動状況の報告をさせていただきます。</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 第1号議題</p> <p>前回協議会における意見・要望、諮問への答申等における進捗状況</p> <p>ア 生活安全課関係 【生活安全課長】</p> <p>サルが出没した場合メール等で情報発信できないか</p> <p>県警ではナポくんメールという情報発信ツールがあるが、規定上犯罪や交通事故、不審者情報等を配信することになっており、野生動物の徘徊情報については、原則として配信対象ではない。ただし、人に危害を加える可能性が極めて高い場合や、実際に危害を加えている場合は、ケースバイケースの</p>	

判断となる。また、当署ではサルを始めとした野生動物の徘徊情報が入れば、地域一帯の警戒やパトカーによるマイク広報を実施している。その他市役所の担当課と情報共有し、教育委員会が配信している奈良子供サポートネットというメールがあり、こちらでの配信対応を依頼している。引き続き、情報発信に的確に対応していく。

また、「ナポリス」という奈良県警アプリが3月から運用が開始された。

イ 地域課関係 【地域総務課長】

パトカーの巡回や制服警察官による見守り活動を実施してほしい
受け持ち交番により、毎朝の学童警戒及びパトカーによるランダムな巡回を実施し対応している。

ウ 委員からの質問・意見等

【委員】

サルの件について、どこまでのエリアで対応してもらえるのか。

【生活安全課長】

警察に通報があれば、当該発生地を管轄する警察署が事案対応を行う。どのエリアであっても場所によらず対応するので、脅威を感じる事象があれば通報していただきたい。

(2) 第2号議題

ア 奈良警察署の業務推進状況について署長から説明

イ 協議会案件として出された意見・要望に対する回答

(7) 生活安全課関係 【生活安全課長】

a 闇バイト対策、未成年者の自殺抑止に対する取組について

闇バイトについては短時間で高収入が得られるといった甘言でバイトを募集し、特殊詐欺の受け子等犯罪組織の手先として使われるものをいい、検挙される未成年者もあり、社会問題化している。警察として組織犯罪の検挙、サイバーパトロールによる募集投稿に対する警告等の他、こうした募集に応じないようホームページ等で広報啓発を行ったり、各級学校でスマホ安全教室等を開催したりするなどして、注意喚起している。

青少年の自殺について児童虐待や人間関係の悩みから、自傷行為を起こし警察で保護あるいは救急搬送されるケースが少なくない。児童虐待関係の会議において、医師から「自分を傷つける行為は、生きている事を実感したいという欲求に基づくものであり、「やめなさい」と言って解決できるものではない。専門の医療につないでほしい」とのコメントがあった。警察では、家族や学校、児童相談所を通じて、あるいはケースによっては直接、医療機関につなぎ青少年の健全育成を図っている。

b 奈良県警察における児童虐待事案の対処体制について。

警察本部、警察署にそれぞれ「人身安全関連事案対処プロジェクトチーム」が設置されており、本部と警察署が連携し、児童虐待やストーカー、DVといった事案に迅速に対処している。昨年、橿原市で発生した痛ましい事件を受け、奈良県警察では、現在の体制を維持しつつ、部内外の連携をさらに強化することが確認されたところであり、今後も、児童相談所や学校等の各種機関と連携して対応していく。

c 防犯カメラの設置状況について

奈良市では、市役所が設置した街頭防犯カメラが500台あり、さらなる増設について、担当課に働き掛けを続けている。自治会や企業等が設置した、いわゆる民間の街頭防犯カメラについても、その有用性を地域住民等に丁寧に説明し維持拡大を図り、市の設置助成金事業の維持拡充に対する働き掛けを含め、今後も防犯に向けた各種取組を推進する。

d 家出やSNS、PCでのチャットを通じて成人男性と知らない内に会おうとする等問題が多く、更に学校でもPCを利用する授業を行っており、PCでのチャット等の防止方法に困っている。地域での見守り強化がより一層求められる。

SNSを通じて知り合った男と出会い、犯罪被害に至る事例が散見され、奈良警察署では、各種法令による被疑者の検挙と、青少年の補導を進めている。昔はいわゆる「出会い系サイト」が中心であったのが、最近ではSNSやゲーム等、インターネット空間における出会いの場が増えており、こういった青少年の行動を、保護者や学校関係者が十分に把握できていない状況である。警察では、青少年のネットリテラシーを高める各種取組を進めているが、青少年を地域社会全体で見守り、健全育成を図ることが重要である。

(イ) 地域課関係 【地域総務課長】

a 奈良署の管轄エリアの拡大とそれに伴う奈良署の対応について

西大寺交番の当署への移管については、隣接する高の原駅前交番、尼辻交番、西の京交番、新大宮駅前交番との連携を強化することで、人口の多い市内中心部に、西大寺交番を中心とする強固なブロック運用が日常的に可能となり、パトカーによる警らといった地域警察活動の向上を図る。

b 有事の際に警察が自治連合会会長などと連絡を取り合うトップダウンのしくみがあるのか。

警察が自治連合会会長と直接連絡を取り合うような仕組みはない。もし、警察から連合会と連携を図る必要があれば、市の担当課を介して行うのが筋だと思われる。ただし、きめ細やかな広報啓発活動に自治会の協力は欠かせず、各交番・駐在所には、日頃からの巡回連絡等により管轄内の各自治会長等と良好な関係を保持し、連携を図るよう務めている。

(ウ) 交通課関係 【交通第一課長】

a 交通量の多い交差点でパトカー及び白バイの指導を今以上にお願いしたい。

現在、交通監視については、交通事故多発地点をピックアップし交通機動隊と連携して対応している。今後も活動は継続していくが、危険だという要望等があれば可能な範囲での対応させていただく。

b 国道24号線において、南向きの左車線から中央車線への強引な合流が多く危険である。右への合流禁止にし、左側道へのみ直進レーンにできないか

国道24号柏木町交差点の南詰であり、令和4年度に一部を三車線化した場所となる。三車線化に至った理由は柏木町交差点の渋滞対策であり、一部を三車線化することにより柏木町交差点付近を走行する車両の流れを確保し、交通の円滑と追突事故防止を行ったものである。そのため、進路変更をできなくして側道への進入路にすると、実質、国道を南進できる車線は三車線化前と同じ二車線となり、再度、渋滞や追突事故の増加につながる。交通規制による対応では難しい面があるため、道路管理者と連携し強引な進路変更が生じないよう、手前の早い段階から進路変更を促すような啓発看板を設置する等の対策を検討する。

c 近年自転車事故が多いと思われるが、自転車の交通ルールについてどれほど認識されているか調査等しているのか。

自転車ルールの認知度についての調査は行っていないが、奈良署として、昨年1年間で自転車に特化した交通教育を約20回実施し、歩行者や車両に対する交通教育を約90回実施している。その中でも自転車のルールや特性について伝える教育を実施した。また、啓発活動については年

間で約180回実施し、交通ルールを周知する活動を行った。しかしながら、未だに周知されていない現状があるため、これからも引き続き交通ルールが周知できるよう活動していく。

- d 電動アシスト自転車の普及に伴い、歩道での暴走（高速走行）が目立つように思う。事故件数に表れているか。また、対策を考えているか。

自転車事故について過去5年の概数値では、普通自転車でR1年296件、R2年292件、R3年248件、R4年294件、R5年281件であり、駆動補助機付自転車でR1年8件、R2年9件、R3年16件、R4年34件、R5年20件であった。

電動アシスト自転車の事故は増加しているが、警察も自転車の交通ルール周知に関する活動を実施し、自転車全体に対する取締りを強化しており、昨年は前年から約4割の減少という結果がでている。これからも自転車に対する取締りや交通ルール周知に関する活動を継続していく。

- e 4月より奈良署エリアとなる部分で、近鉄西大寺駅北口の横断歩道について、信号機の設置を検討していただきたい。

指摘の横断歩道は、東側の交差点と統合して信号機による交通整理が行われることとなる予定である。

ウ その他の意見・要望に対する回答

(7) 警務課関係 【副署長】

警察組織内のハラスメントについて

警察の職務性、組織構成において上意下達を行うことがあり、そのような中で、「業務の適正な範囲」「社会通念上許容される限度」を超えたケースをパワハラと認定し、行為者に対して指導や処分を行う場合がある。パワハラについては労働施策推進法、セクハラについては男女雇用機会均等法などの、いわゆるハラスメント防止法はもとより、県警察では「奈良県警察ハラスメント防止対策要綱」という内規があり、この中で、ハラスメント防止のための必要な措置が定められており、ハラスメントについて職員が認識すべき事項や、職員に対する教養、ハラスメント相談員の指定、ハラスメント事案受理時の本部への報告などが定められ、組織で適切な対応がなされている。

(4) 地域課関係 【地域総務課長】

登下校時の見守り活動の実施について

登校時の見守り活動については積極的に実施するよう指導している。場所によっては多々要望があり、できるだけ答えられるよう、各種事案の発生状況を勘案し実施していく。

(7) 交通課関係 【交通第一課長】

信号機の点灯時間調整の検討について

対象の交差点にあつては、国道169号沿いの信号交差点であることから、管制センターで集中制御されている路線となる。集中制御とは、主道路の交通流を確保するため、信号のサイクルを個々の信号ごとで管理するのではなく、路線全体の複数の信号でまとめて管理し、車両が信号で連続停止すること無くスムーズに流れるようにするものであり、その交差点の青色のみを長くすれば、他の交差点の信号サイクルにも変更を加えることとなり、変更を加える際には国道の流れを考慮しつつ、他の交差点や交通流への弊害を踏まえた上で検討することになる。過去に要望があつた際に、信号サイクルの変更ができなかつたことから、実現は困難であるが、現状の交通量で再度、サイクル変更可否の検討を行う。

エ 委員からの質問・意見等

【委員】

間バイト等について、以前であればいわゆる不良少年等の行為であつたが、現在は、発達障害等で通常の生活が困難な者が手を出してしまうと更生施

設や少年支援センターで聞いた。犯罪に関わる青少年の性質が昔とは異なっているとのことで情報共有したい。

【署長】

昔と違いインターネットやSNS等、見えないところで、少年達が悪気なく犯罪に引き込まれていく状況があり、警察としてインターネットの捜査を行い非行防止に努める。

【委員】

高齢者が自分の意に沿わない場合に大声を出す等、ハラスメントを受ける場合があるが、この場合どのように対応すべきか

【署長】

対応指針があると思うが、手に負えない場合は警察に通報願いたい。

オ 警備課関係

(ア) 災害時の警察の動き、重要項目などについて

(イ) 奈良署から派遣されていたのか

以上、委員からの質問に対し

能登半島地震に派遣された署員から現地での活動状況について説明

災害発生時の警察活動や災害に対する備え等について警備課長から説明

【委員】

災害現場の不審者について

【係員】

他府県ナンバーの車が徘徊しているとの通報を受け対応する場合があった。

(3) **第3号議題**

役員の改選について

(4) **報告案件**

管轄の変更に伴う新規委員の委嘱について

4 警察署協議会の議事録

当警察署協議会の議事録については、「個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたもの」を作成して閲覧に供すると全会一致で決定した。

5 次回の協議会日程

次回の協議会は令和6年6月頃を予定している。